

高等教育の修学支援新制度について

武蔵野大学は、文部科学省から「高等教育の修学支援新制度」の対象機関に認定されています。

本制度の支援対象で2023年度に本学へ入学を希望される方は、諸事項を十分にご確認のうえ、以下のとおりお手続きくださいますようお願いいたします。

1. 対象となる受験生

「高等教育の修学支援新制度」を利用して、日本学生支援機構の給付奨学金の採用候補者となっている方（日本学生支援機構から「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の交付を受けている方）

2. 入学時納入金(入学金及び前期分学費等)の取り扱い

- 合格通知書に同封された振込用紙を用い、各入試区分における入学時締切日までに全額を納入してください。減免認定後の金額ではありませんのでご注意ください。
- 入学後に、本制度の支援区分に応じて減免額※（入学時納入金のうち入学金と授業料）を還付いたします。ただし、本制度に採用されなかった場合は還付いたしません。
- 入学後（5月下旬頃を予定）、本学より「減免認定結果通知書」と共に還付に関するご案内を送付いたします。

※ 減免方法について

入学金は入学後に授業料前期減免分と併せて減免（還付）し、授業料は年間減免額を前期と後期で等分して減免します。

<入学金>

単位：円

支援区分（支援内容）	減免額（年額）	減免額（前期）	減免額（後期）
第Ⅰ区分（満額）	180,000	180,000	-
第Ⅱ区分（満額の2/3）	120,000	120,000	-
第Ⅲ区分（満額の1/3）	60,000	60,000	-

<授業料>

単位：円

支援区分（支援内容）	減免額（年額）	減免額（前期）	減免額（後期）
第Ⅰ区分（満額）	700,000	350,000	350,000
第Ⅱ区分（満額の2/3）	466,700	233,400	233,300
第Ⅲ区分（満額の1/3）	233,400	116,700	116,700

前期と後期で支援区分が同一だった場合の減免額となります。

途中で支援区分が変更となった場合は、年間減免額から既減免額を差し引いた額を減免します。

申請型奨学金等の対象者で年間授業料が採用された支援区分の年間減免額に満たない場合は、年間授業料の額が減免額の満額となります。

【例】申請型奨学金の対象者となり、年間授業料300,000円の学生が第Ⅱ区分に採用された場合
(年間減免額満額) 300,000円 × (支援内容) 2/3 = (年間減免額) 200,000円

3. 提出必要書類・手続きの流れ

- ①入学時納付金の全額納入と②～④の書類一式の提出が必要です。
②・③の申請書は、本学ホームページ及び新入生限定サイトよりダウンロードしてください。

① 入学時納付金（全額）を各入試区分における入学時締切日までに納入
・ 合格通知書に同封された振込用紙を用い、金融機関窓口でお手続きください。
② 「還付用振込先指定口座申請書」
・ 必要事項を記入のうえ、提出してください。
③ 「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」
・ 必要事項を記入・押印のうえ、提出してください。
④ 「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」のコピー（表面のみ）
・ 採用候補者となった方には、日本学生支援機構より高等学校等を通じて「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知」が交付されますので、同通知の <u>表面をコピー</u> のうえ、提出してください。 ※原本は入学後に進学先の学校に提出する必要があります。 現時点で原本を送付いただいても返却できませんので、必ずコピーを送付してください。

■ 提出期限・提出方法

各入試区分の入学時期間中にその他の入学時書類と同封でご提出ください。

■ 提出先

〒150-8681 東京都渋谷郵便局留 武蔵野大学 大学入試センター事務課 書類受付係宛

4. 入学後の手続きの流れ

「令和5年度大学等奨学生候補者決定通知【進学先提出用】」の原本を提出していただきます。
スケジュール等の詳細は決定次第、新入生限定サイトでご案内いたします。